

3/
平成30年度伝達講習会日程表

平成30年4月22日(日) 東部・中部・西部 各地区

3/ 2/

静岡県剣道連盟

9:30	受付	
10:00	開講式	
10:10	講義	中央講習会資料説明
10:30		
11:00	日本剣道形	太刀1本目～7本目 小太刀1本目～3本目 木刀使用
11:30	木刀による基本打ち稽古法	基本1～基本9 木刀使用
12:15	昼食休憩	
13:00		
13:30	審判法	相互に試合・審判 1会場で実施
14:00		
14:30	指導法	剣道具着装 木刀による基本打ち稽古法応用
15:00	合同稽古	
15:40	閉講式	
15:50		

※ 計画の都合により変更の場合もある。

※ 各講義の間、適宜休憩有り。

配布資料

1. 一般財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン 6ページ
2. 剣道用具に関する試合審判規則等の改正についての委員会声明 6ページ
3. 剣道用具安全基準の検査要領 2ページ
4. 日本剣道形(参考) 4ページ
5. 審判法講習における[重点事項] 1ページ
6. 剣道の理念・剣道修練の心構え／剣道指導の心構え 1ページ

一般財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン

平成30年11月2日制定

< 趣旨 >

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、日本の伝統文化に培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。（定款第3条）

したがって、所属する役職員はもとより、全剣連のすべての会員*は、全剣連の使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

* 全剣連の会員は、現状では、地方代表団体（都道府県剣連）及び地方代表団体に属する個人会員である。（会員規則）

しかしながら、全剣連においては、居合道の称号段位審査に関する金銭授受という、理念に大きく反する事態が明らかになった。また、他のスポーツ団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金の不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生している。

このような状況を十分に考慮し、全剣連は、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

全剣連及び団体会員である地方代表団体においては、役職員、剣道指導者、主催大会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者、並びに選手及び剣道を学ぶ全剣連等の会員を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役職員、剣道指導者は、以下の事項に留意しなければならない。また、全剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (2) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。全剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。全剣連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して

責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・審判員等指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ十分配慮すること。

5. 称号段位審査員と受審者との関係について

称号段位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。

- (1) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。
- (2) 審査についていささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎むこと。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

全剣連は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に準じて作成された全剣連会計規則に則り、正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立する。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐ

ため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

全剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内外における不適切な指導又は監査

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

全剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全

への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、特に、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、全剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

平成 31 年 1 月 30 日

剣道用具に関する試合審判規則等の改正についての委員会声明

一般財団法人 全日本剣道連盟
竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）では、このほど、竹刀及び剣道具（以下「剣道用具」という。）の安全性や公平性に関して、規則等の改正を行うこととしました。

本件は、近年、試合等において、竹刀の操作性を高めるため、体感重量を軽くすることを目的とし、竹刀先端部から物打部にかけて著しく細く削る改造事例が多くみられたことに端を発しています。

こうした改造は、竹刀を折れやすくし、剣道における危険性を増すものであり、全剣連として看過できるものではありませんでした。また、この改造は、剣の理法に反するとともに、安全性のみならず、試合の公平性にも大きな問題を生じさせました。

さらに、動きやすくするため、面ぶとん部や小手ぶとん部、剣道着の袖を短くする事例も散見されました。これらも、前腕部・上腕部、肩関節や肘関節の安全性に問題が生じるとともに、打突部位を小さくすることにより公平性にも疑義を生じさせておりました。

こうした行為は、別の観点からみると、規則の隙間を利用した姑息な意図によるものにとらえることもでき、全剣連としては容認できませんでした。

このため、全剣連では「竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会」を立ち上げ、竹刀、剣道具及び剣道着について、安全性や公平性の観点から検討を行い、今回の結論に至ったものです。

今回の規則等の改正は、全剣連主催の試合で適用されるものでありますが、各審査会等でもその趣旨が浸透するように努めていく所存であり、また、都道府県剣道連盟や関係組織団体主催の大会、審査会その他、あるいは日常の稽古への波及を強く期待しているところです。剣道人の皆様にあっては、今般の改正趣旨に鑑み、日ごろから、より安全で公平な剣道用具の使用を心がけるようお願い申し上げます。

以上

剣道試合・審判規則改正新旧対照表

剣道試合・審判規則及び細則

新	旧
<p>(細則)第2条 規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。</p> <p>2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐔)を含まない。太さは先革先端部最小直径(対辺直径)およびちくとう部直径(竹刀先端より8センチメートルのちくとう対角最小直径)とする。また、竹刀は先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓ 目視</p> <p>(規則)第4条(剣道具) 剣道具は、面、小手、胴、垂を用いる。</p> <p>(細則)第3条 規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。</p> <p>1. ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。</p> <p>2. 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>3. 小手は、前腕(肘から手首の最長部)の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>4. 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては、小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。</p> <p>(細則)第3条の2 (新設) 剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。</p> <p>(細則)第15条 規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀(細則第2条で定める規格を満たしているものに限る)および同第4条に規定する剣道具(第3図に図示する面、小手、胴、垂)以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は当面の間、不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。</p> <p style="text-align: center;">指導</p> <p>②規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。</p>	<p>(細則)第2条 規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。</p> <p>2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐔)を含まない。太さは先革先端部最小直径とする。</p> <p>(規則)第4条(剣道具) 剣道具は、面、小手、胴、垂れを用いる。</p> <p>(細則)第3条 規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。ただし、ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。</p> <p>(細則)第15条 規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。</p>

表1 竹刀の基準(一刀の場合)

	対象	中学生	高校生(相当年齢の者も含む)	大学生・一般	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下	
重さ	男性	440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上	
	女性	400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上	
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

表2 竹刀の基準(二刀の場合)

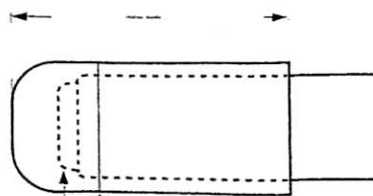
	対象	大学生・一般		
		大刀	小刀	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	62センチメートル以下	
重さ	男性	440グラム以上	280~300グラム	
	女性	400グラム以上	250~280グラム	
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

付 剣道試合・審判運営要領

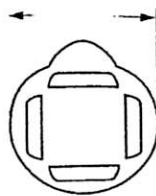
<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

<ちくとうの最小直径値の計測方法>

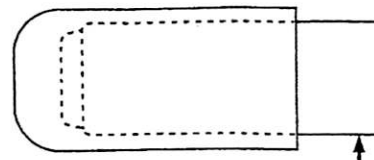
先革の長さ5センチメートル以上



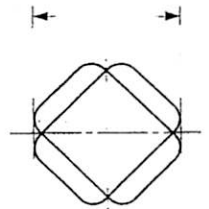
計測位置
(先端から1.5センチメートル)



計測位置
(対辺直径)

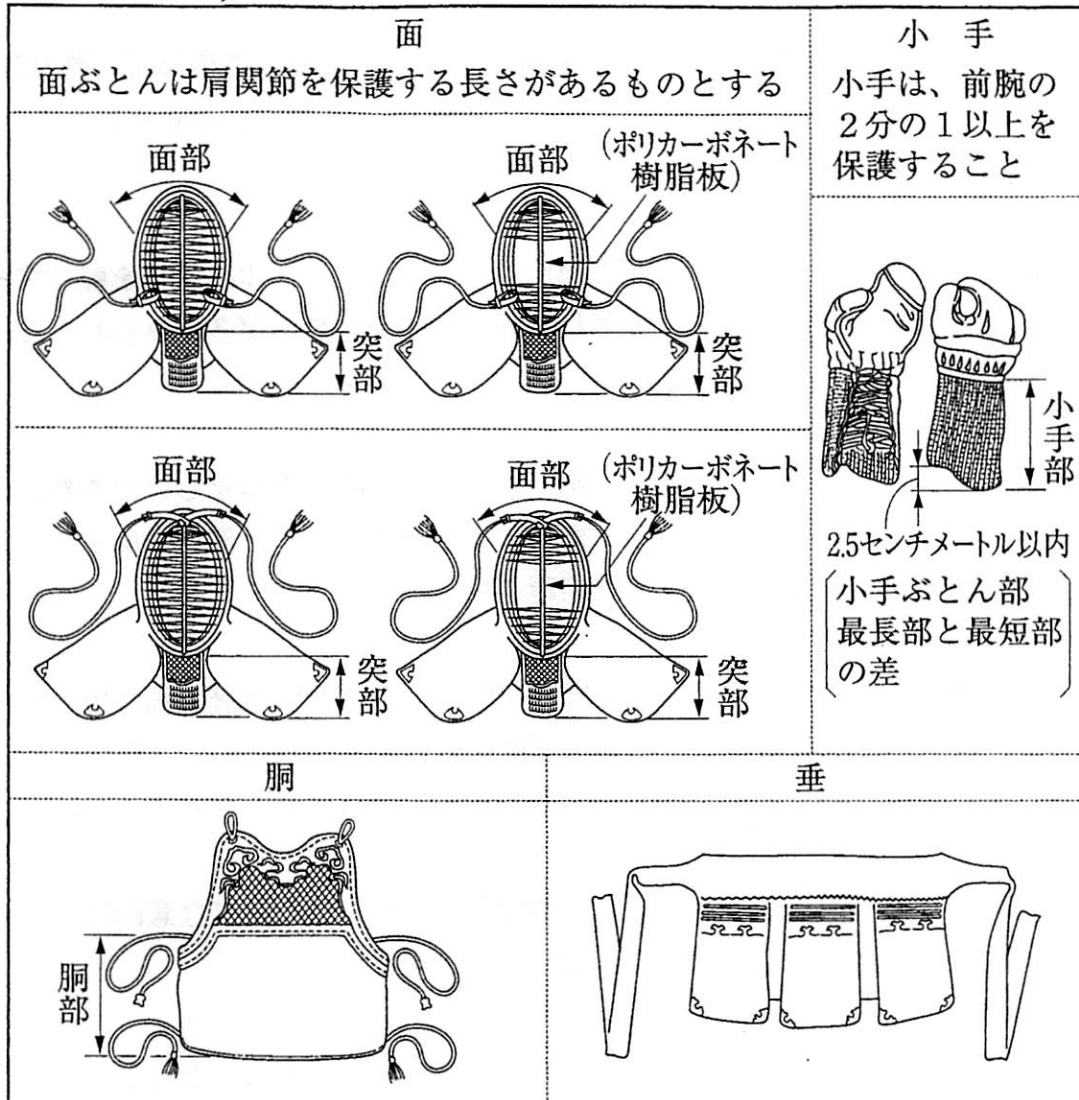


計測位置
(先端から8センチメートル)



計測位置
(対角直径)

第3図 剣道具および打突部位



※面ぶとん、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

(2) 竹刀形状を目視及び手指により検査する。

- ① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。
- ② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。
- ③ 先革、中結(位置 1/4)、弦等付属品の安全性に問題ないか。
- ④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。
- ⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で対辺及び対角値が太くなっていく形状で十分な太さはあるか。

(3) 従来のおり竹刀の全長及び先革の直径の太さを測定する。

- (4) ゲージ（新）を使用し、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。
（ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向とも基準値を満たしていない場合は不合格とする）

(5) 竹刀の重さの計量を行う。

- (6) 上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1) 竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チーム等からの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2) 小手について

- ① 審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。
規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。
- ③ 検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その 1/2 を以って判断する。
- ④ 布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が 2.5 cm 以内かどうかで判断する。

(3) 面及び剣道着について

公平性と対戦相手への影響は大きくないと考えることから、選手本人の試合での安全性確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈しているため、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

- (4) 当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第 1 回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

- (5) 剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※ (2) (3)については、当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

日本剣道形(参考)

剣道中央講習会

平成 31 年 4 月 6 日(土)～4 月 7 日(日)

東日本 剣道範士 中田 琇士

西日本 剣道範士 小坂 達明

1. 日本剣道形制定の経緯

日本剣道形は、明治 44 年 7 月中学校令施行規則が一部改正され剣道が柔道と共に中等学校の正科として採用されることになった。大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治 44 年 12 月剣道形制定の調査委員会を設立した。

主査として根岸信五郎、門奈 正、辻 真平、内藤高治、高野佐三郎、5 氏に委任し草案を作成。更に全国を 11 区分し 20 名の調査委員を招聘し、鋭意調査研究の結果、大正元年 10 月 16 日大日本帝国剣道形が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない各流派統合の象徴として制定したものである。

大正 6 年 9 月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため「加註」が施された。

昭和 8 年 5 月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明「高野佐三郎(打太刀)小川金之助(仕太刀)」がなされ統一の徹底が図られた。

昭和 56 年 12 月 7 日「日本剣道形解説書」制定

平成 24 年 4 月 1 日 剣道講習会資料

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合い・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく継承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 剣道形修練の目的

日本剣道形の修練を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。高野佐三郎先生著「剣道」の中では次のように教えている。「斯道の練習法に三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・撃ち込み稽古、是れなり」剣道形修練の重要性を説いている。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 「日本剣道形」修練における基本的な留意点

- (1) 日本剣道形解説書、講習会資料「日本剣道形」を熟読、精通して剣の理法に基づく剣道形を体得する。
- (2) 立会の所作および刀の取り扱いを適切に行い、正しい刀(木刀)の操作(刃筋・鎧の使い方・手の内)一拍子の打突や体捌きを正しく行う。特に小太刀の置き方に留意すること。
- (3) 五つの構え、および小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得すること。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行う。原則として仕太刀が打太刀より先に動き始めないようにする。

- (5) 太刀の形は『「機を見て」機とは(心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)』を打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は、仕太刀が十分になったところを見て打つ。打つということは切るという意味である。
- 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打ち、入り身とは(氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう)「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を適切に行う。
- (6) 目付は原則として、相手の目を見るが「遠山の目付」で行う。
- (7) 足さばきは「すり足」で行い音を立てず、一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (8) 仕太刀の打突後の残心は、形の示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示し、打太刀は仕太刀の十分な残心を心得てから始動すること。
- (9) 打太刀は、間合に接したとき、機を見て打突部位を正しく打突し、仕太刀は打突部で打突部位を刃筋正しく打突する。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないこと。
- (10) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行うこと。
- (11) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の氣勢で打突(発声)すること。
- (12) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分を緩めず、終始充実した氣勢で行う。

6. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鏝元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一挙前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。

(6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。

①右足を右前にひらいたとき、刀を左肩上に振り上げ左足を踏み出すと同時に胴を打つ。

②右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろす一拍子で打つ方法。(修錬者の錬度に応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

①中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。

②下段半身の構えの刃先は、真下とする。

7. まとめ

1) 日本剣道形解説書・講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。

2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

3) 我が国の伝統文化として次代に正しく継承しなければならない、その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

審判法講習における [重点事項]

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに、下記の事項に留意して、適正な試合運営に努め、試合の活性化を図る。

記

- 1 試合内容を正しく判定する。
- 2 有効打突を正しく見極める能力を養う。
 - (1) 有効打突の条件と諸要素の理解
 - (2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め
- 3 禁止行為の厳正な判断と処置をする。
 - (1) 行為の原因と結果の正しい見極め
 - (2) 禁止行為に対する的確な処置

剣道の理念

剣道は剣の理法の修錬による人間形成の道である

剣道修錬の心構え

剣道を正しく真剣に学び
心身を錬磨して旺盛なる気力を養い
剣道の特性を通じて礼節をとるとび
信義を重んじ誠を尽して
常に自己の修養に努め
以って国家社会を愛して
広く人類の平和繁栄に
寄与せんとするものである

昭和50年3月20日制定
全日本剣道連盟

剣道指導の心構え

(竹刀の本意)

剣道の正しい伝承と発展のために、剣の理法に基づく竹刀の扱い方の指導に努める。

剣道は、竹刀による「心気力一致」を目指し、自己を創造していく道である。「竹刀という剣」は、相手に向ける剣であると同時に自分に向けられた剣でもある。この修錬を通じて竹刀と心身の一体化を図ることを指導の要点とする。

(礼法)

相手の人格を尊重し、心豊かな人間の育成のために礼法を重んずる指導に努める。

剣道は、勝負の場においても「礼節を尊ぶ」ことを重視する。お互いを敬う心と形(かたち)の礼法指導によって、節度ある生活態度を身につけ、「交剣知愛」の輪を広げていくことを指導の要点とする。

(生涯剣道)

ともに剣道を学び、安全・健康に留意しつつ、生涯にわたる人間形成の道を見出す指導に努める。

剣道は、世代を超えて学び合う道である。「技」を通じて「道」を求め、社会の活力を高めながら、豊かな生命観を育み、文化としての剣道を実践していくことを指導の目標とする。

平成19年3月14日制定
全日本剣道連盟